

## 新たな精神科救急医療体制について

本県及び名古屋市は(一社)愛知県精神科病院協会(以下「愛精協」)に対し、精神科救急患者の夜間休日診療を確保する**精神科救急医療施設事業**と電話による緊急医療相談等に対応する**精神科救急情報センター事業**を委託している。今般、多くの病院で**非自発診療の際に必要な精神保健指定医の確保が困難を増していること**や**医師の働き方改革の進展**を踏まえ、精神科救急医療システム協議会(令和4年1月21日開催)による協議等に基づき、**令和5年度から精神科救急医療体制の強化**を図る。

### 1 精神科救急医療体制強化のポイント

#### (1) 精神科救急医療施設事業…精神科救急医療体制参加病院の負担軽減を図りつつ、夜間休日診療を専門化

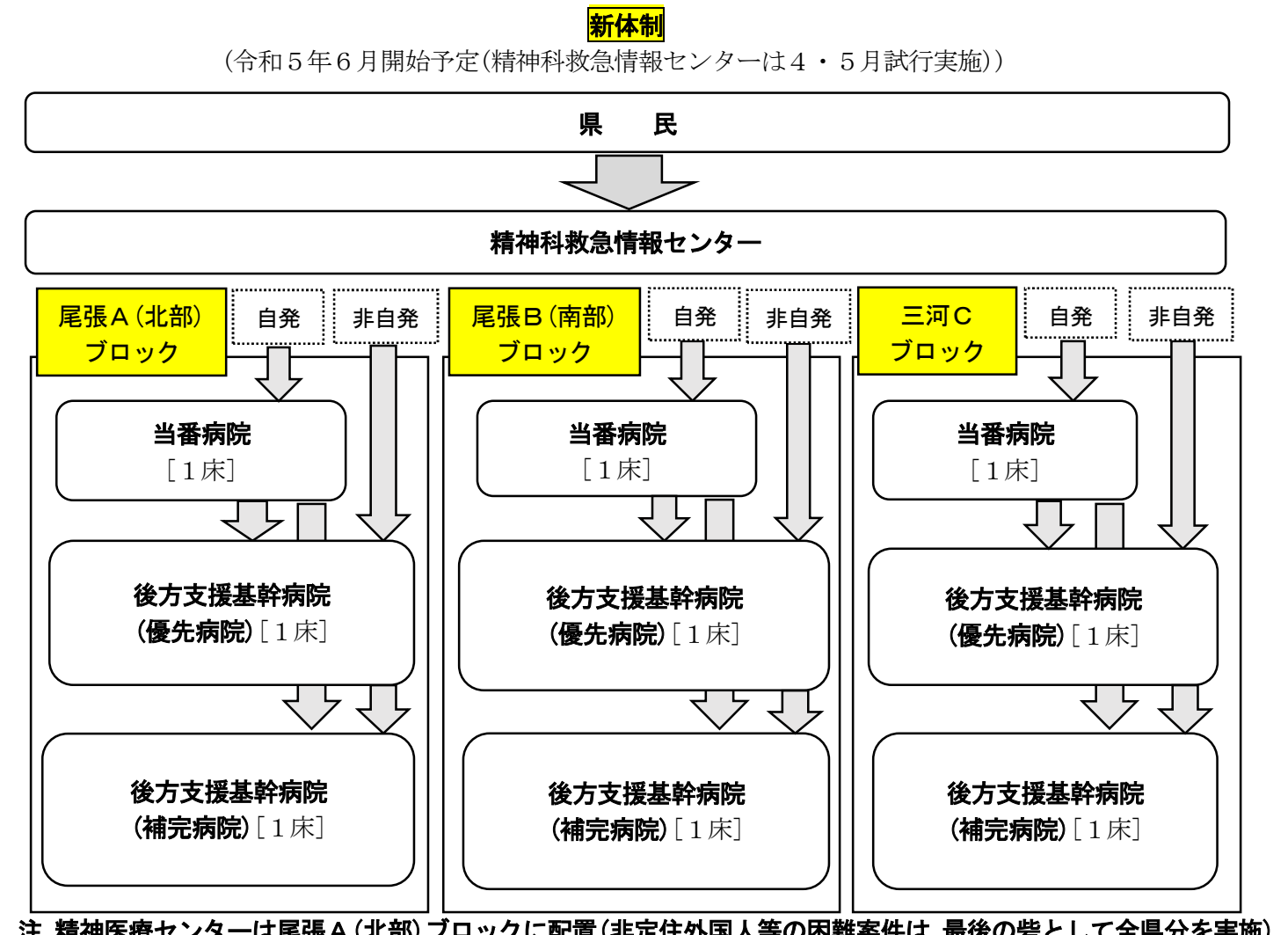
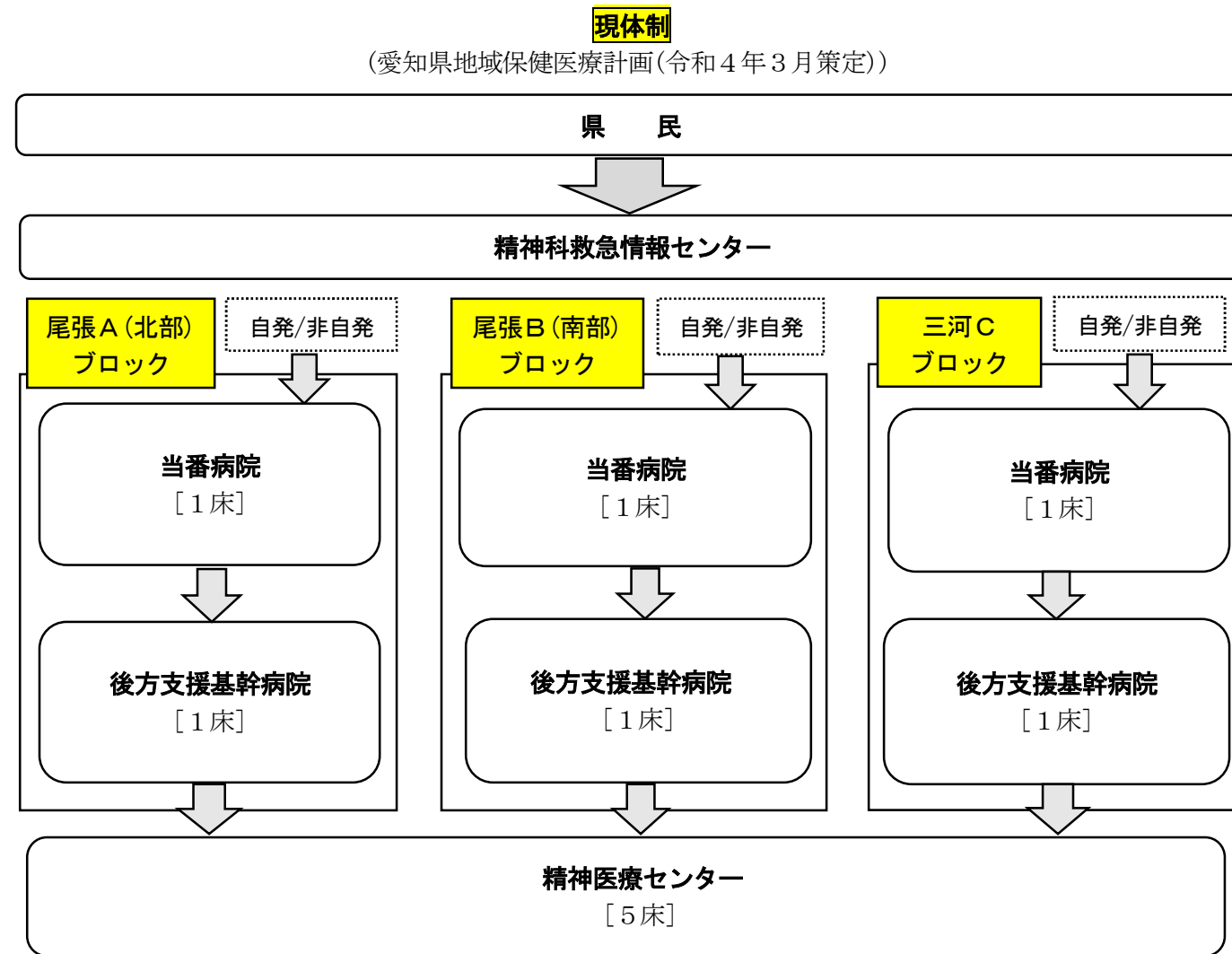
現体制では、県内を3ブロックに分けて、**精神科救急医療体制参加全病院が輪番で「当番病院」として自発診療と非自発診療をともに担う**。  
新体制では、原則「**当番病院**」で**自発診療**を担い、**非自発診療は「後方支援基幹病院(優先病院)」と位置づけた常時対応型病院等で担う**。

#### (2) 精神科救急情報センター事業…新体制移行に伴い、夜間休日電話相談時の円滑な対応を図るとともに、適正受診を推進

現体制では、県民からの**夜間休日電話相談に対し、適宜「当番病院」を紹介する**。  
新体制では、県民からの**夜間休日電話相談に対し、問診を実施のうえ「当番病院」・「後方支援基幹病院(優先病院)」に受診連絡する**。

- 自発診療  
患者本人の受診希望に基づく診療
- 非自発診療  
警察官通報等に基づく診療(強制入院等)
- 常時対応型病院(県内10病院(令和5年2月現在))  
精神科救急患者受入体制の充実した病院  
(令和4年度から診療報酬改定に伴い新設)

### 2 精神科救急医療体制の体系図



#### 【留意事項】

##### 現体制の運用について

- 令和2年3月から精神医療センターは新型コロナウイルス感染症関連対策の「有熟者対応」のため5床確保を停止し、後方支援基幹病院間でブロックを越えて連携し患者を受入
- 令和4年5月から常時対応型病院による夜間休日の後方支援を試行的に実施、同年6月から精神医療センターが三河Cブロックの当番病院を臨時的に実施

##### 新体制の運用について

- 当番病院 : 精神保健指定医の確保ができるときは非自発診療を担う
- 後方支援基幹病院 : 現体制の運用どおりブロックを越えて連携し患者を受入